

秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 仙台市の主要観光地である秋保地区、作並定義地区及び泉西部地区（以下「仙台西部地区」という。）において、同地区における観光振興の基盤強化や新たな観光資源の創出を促進し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を目的に実施される地域活性化事業について、主催団体が行う事業に要する経費に対し、公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が助成金を交付するにあたり、協会の補助金交付規程の定めのほか、必要な事項を定めるものである。

(交付対象者)

第2条 秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金（以下「助成金」という。）の交付を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 仙台西部地区に所在地を有し観光振興を目的として活動している非営利団体
- (2) 協会の賛助会員であり第1号の団体と共同して助成金の対象となる事業を実施する団体

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当する者は助成金の交付を申請することはできない。

- (1) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体
- (2) 第1号の団体と何らかの関係を有していると認められる団体
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的の一つとしている団体

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、特定企業の営利目的ではなく、仙台西部地区の観光振興に資するものであり、新たな観光資源の創出、他地域からの誘客の促進につながると認められる事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、観光パンフレット等の増刷等のみの事業は対象としない。

- (1) 地域資源を活用した誘客促進事業
- (2) 観光振興や誘客促進に向けての課題対応、企画営業力等の強化を図る事業
- (3) 観光物産展示、プロモーション活動
- (4) 観光イベント
- (5) 新たな観光資源の創出や他地域からの誘客の促進につながると認められる新規の取り組み

2 前項の規定にかかわらず、助成金の交付を受けて実施した場合を除き、交付の申請以前に実施した実績のある事業は対象としない。

(対象経費)

第4条 助成金の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に直接必要とする経費で、次の各号に定めるものとする。

- (1) 講師・出演者等の謝金

- (2) 旅費
- (3) 会場設営費・会場使用料
- (4) 消耗品費・資料作成印刷費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 通信運搬費
- (7) 前各号に掲げるほか、事業の実施にあたり必要と認められる経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別に定める場合を除き、対象経費の総額の2分の1以内の額とする。ただし、交付対象事業が仙台西部地区を構成する3地区の内、1地区の区域のみで実施される場合は100万円を、2地区の区域で実施される場合は200万円を、3地区の区域で実施される場合は300万円をそれぞれ助成金の額の上限とする。

2 交付対象事業の実施にあたり、参加者からの参加費の徴収、協賛金による支援等の収入がある場合は、対象経費の総額から当該収入の総額を差し引いた額を助成金の額の上限とする。

3 前2項により算出した額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額を助成金の額とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付申請書(様式1)(以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、別に定める期間に、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 理事長は、交付申請書の提出があった場合において、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかに秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付決定通知書(様式2)により、交付申請者に通知するものとする。

(助成金事業の遂行)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成金事業者」という。)は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成金の交付対象となった事業(以下「助成金事業」という。)を実施しなければならない。

(事業の内容の変更等)

- 第 10 条 助成金事業者は、第 6 条の規定により提出した書類の内容を変更しようとするとき又は助成金事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別に定める場合を除き、遅滞なくその旨を理事長に申請又は報告し、その承認を受けなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による承認をしたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

- 第 11 条 助成金事業者は、助成金事業を完了し、中止し、又は廃止したときは、助成金事業の成果を記載した秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金実績報告書(様式 3)(以下「実績報告書」という。)に、収支決算書、その他の理事長が必要と認める書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第 12 条 理事長は、実績報告書の提出があった場合において、当該助成金事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金確定通知書(様式 4)により当該助成金事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

- 第 13 条 理事長は、第 12 条の規定により助成金の額を確定した後に助成金を交付するものとする。

(委任)

- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 秋保・作並定義・泉西部地域活性化事業助成金交付実施要領に基づき、平成 29 年度から継続して助成金の交付を受けており、平成 31 年度が 3 か年目となる事業については、平成 31 年度に限り、助成金の額を対象経費の総額の 3 分の 2 以内の額とすることができる。